

県南広域振興局長告示第177号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第3項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年11月14日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600819	さわやか薬局指定福祉用具貸与事業所	北上市立花10地割48番地7	平成20年10月31日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600587	さわやか薬局指定福祉用具貸与事業所	北上市立花10地割48番地7	平成20年10月31日